

国民年金

保険料の支払い忘れはありませんか

国民年金には、老齢基礎年金・障害基礎年金・遺族基礎年金などがあります。保険料の支払い忘れがあると、年金額が少なくなったり、年金を受け取れなくなったりする場合がありますので、忘れずにお支払いください。

社会保険料控除証明書をお送りします

支払った保険料は、全額が社会保険料控除の対象です。A 9月30日までに支払った方には11月上旬 B 10月～12月に今年初めて支払った方には来年2月上旬に、日本年金機構から、年末調整・確定申告で使える同証明書をお送りします。Aの方で10月以降の支払分がある場合は、その領収書も申告時に添付してください。

同証明書について詳しくは、☎0570-003-004・☎6630-2525(いずれも平日8時30分～19時・第2土曜9時30分～16時)にお問い合わせください。

【いずれも】

▶問=板橋年金事務所☎3962-1481、板橋区国保年金課国民年金係☎3579-2431

お知らせ

上板橋駅前の町区域を変更します

上板橋駅南口駅前東地区市街地再開発事業の実施に伴い、町区域を変更します。

▶変更日=11月1日(火) ▶内容=上板橋2-36-7を上板橋1-13に編入※詳しくは、お問い合わせください。

- ▶問
- 町区域の変更について…地区整備課上板橋駅南口係☎3579-2556
 - 住民票の住所について…戸籍住民課住民台帳係☎3579-2207

街区表示板の貼付を行います

次の地域で、街区表示板(紺色のプレート)の貼付を行います。ほかの地域でも、街区表示板の破損・はがれなどがある場合は、ご連絡ください。

▶期間=11月～来年3月中旬 ▶対象地域=幸町・大谷口北町・大谷口上町・弥生町・西台・大山金井町 ▶問=戸籍住民課住民台帳係☎3579-2207

電子書籍の貸出を始めます

11月から、スマートフォン・パソコンで約7000冊の電子書籍を閲覧できるようになります。利用方法など詳しくは、区立図書館ホームページをご覧ください。



体験会

▶とき=11月2日(水)・5日(土)・26日(土)、14時～15時(2日(水)は10時～11時)・18時～19時、各1回制 ▶ところ=中央図書館 ▶定員=各回20人(申込順) ▶申込=10月24日(月)から、電子申請(区ホームページ参照)

【いずれも】

▶問=中央図書館☎6281-0291(第2月曜・月末日休館)

生活環境影響調査報告書の縦覧・意見書の提出

▶対象施設=(仮称)朝霞和光資源循環組合ごみ広域処理施設(埼玉県和光市新倉8-17-25) ▶縦覧場所=11月1日(火)～30日(水)に、朝霞和光資源循環組合(和光市広沢1-5)・板橋区環境政策課(区役所7階⑩窓口)・同組合ホームページ ▶意見書の提出先=12月14日(必着)まで、直接または郵送・FAX・Eメールで、同組合(〒351-0192)☎048-462-7710 jimukyoku@asawa-junkankumiai.jp ▶問=同組合☎048-424-2253、板橋区環境政策課生活環境保全係☎3579-2594

介護保険・予防の調査にご協力ください

本調査は、介護保険事業計画の策定などの基礎資料を得るために行います。11月上旬に調査票をお送りしますので、ご協力をお願いします。

- ▶内容・対象
- 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査…無作為に抽出した要介護認定を受けていない65歳以上の方5500人
 - 介護保険ニーズ調査…無作為に抽出した要介護認定を受けている65歳以上の方4900人
 - 介護サービス事業所調査…区内の介護保険事業所
- ▶問=介護保険課管理相談係☎3579-2357

里親希望者説明会

▶とき=11月17日(木)、10時～11時・11時15分～12時15分、各1回制 ▶対象=区内在住の世帯 ▶定員=各回5組(申込順) ▶ところ・申込・問=10月24日(月)朝9時から、電話で、子ども家庭総合支援センター援助課里親係(本町24-17)☎5944-2374



外国人のための法律相談

▶とき=11月17日(木)・12月15日(木)、各1日制、13時30分～16時30分※相談時間は1人30分 ▶内容=電話・オンライン会議システム「Zoom」によるビザ・労働・離婚などの相談 ▶対象=外国籍の方 ▶申込=各実施日の7日前まで、(公財)板橋区文化・国際交流財団ホームページ ▶問=同財団(区役所内)☎3579-2015



みなさんの保険料が各制度を支えています 支払いをお忘れなく

国民健康保険・介護保険・後期高齢者医療制度の各制度は、加入者一人ひとりが保険料を支払い、少ない負担でサービスを受けられる相互扶助の制度です。いつまでも安心して暮らすために、支払期限までに保険料を支払い、各制度をみなさんで支え合しましょう。

	国民健康保険	介護保険	後期高齢者医療制度
目的	病気・けがに備えて、加入者が保険料を支払い、少ない負担で医療を受けられる相互扶助の制度	介護が必要な状態になっても、自立した生活を送れるように、必要な介護サービスを受けられる制度	被保険者の医療費を国民全体で支える制度
対象	74歳以下で、ほかの健康保険に加入していない方	<ul style="list-style-type: none"> ●65歳以上の方(第1号被保険者) ●40～64歳の方(第2号被保険者)※医療保険と合わせて徴収 	<ul style="list-style-type: none"> ●75歳以上の方 ●一定の障がいがある65歳以上で、加入申請した方
支払方法	普通徴収	口座振替または納付書※便利で確実な口座振替をご利用ください。キャッシュカードのみで手続きできるサービスあり。詳しくは、お問い合わせください。※納付書払いの方は支払期限までに、金融機関・コンビニエンスストア・区役所・各区分事務所・モバイルレジ(モバイルバンキング・クレジットカード)・電子マネーでお支払いください。※クレジットカード払いは、支払い金額に応じて決済手数料が別途必要。	
	特別徴収	原則、世帯主が国民健康保険被保険者であり、世帯内の同被保険者全員が65～74歳で、次の全ての要件を満たす方は、年金から保険料が差し引かれます。 <ul style="list-style-type: none"> ●年金受給額が年額18万円以上で、介護保険が特別徴収されている ●介護保険料と国民健康保険料の合計額が、年金受給額の2分の1以下 ●口座振替をしていない 	年額18万円(月額1万5000円)以上の老齢・退職・遺族・障害年金を受給している方は、年金から保険料が差し引かれます。※原則、普通徴収への変更不可。 <ul style="list-style-type: none"> ●65歳になったばかりの方・ほかの区市町村から転入した方・年度の途中で保険料が変更になった方などは、一時的に普通徴収になる場合あり。
滞納した場合	<ul style="list-style-type: none"> ●延滞金の徴収 ●短期被保険者証の交付(有効期限が短く、8か月ごとの更新手続きが必要) ●被保険者資格証明書の交付(医療費の全額自己負担) ●保険給付の全部または一部差し止め ●財産の差し押さえ(法律に基づく滞納処分) 	<ul style="list-style-type: none"> ●介護サービス費の支払方法の変更(利用費を被保険者が一時的に全額負担) ●保険給付の一時差し止め(未払い分の保険料に充当) ●保険給付の減額・高額サービス費の支給停止(保険給付率を6割または7割に引き下げなど) ●財産の差し押さえ(法律に基づく滞納処分) 	<ul style="list-style-type: none"> ●短期被保険者証の交付(有効期限が短く、更新手続きが必要) ●財産の差し押さえ(法律に基づく滞納処分)
問	<ul style="list-style-type: none"> ●保険料・資格について…国保年金課国保資格係☎3579-2406 ●お支払いについて…国保年金課国保収納係☎3579-2409 ●滞納処分・差し押さえについて…国保年金課特別整理係☎3579-2437 	介護保険課資格保険料係☎3579-2359	後期高齢医療制度課管理収納係☎3579-2327

※経済的な事情などで保険料の支払いが困難な方は、分割納付・減免制度が適用できる場合がありますので、お問い合わせください。